

358

特 241
298

中楠右衛門述

政黨の更生を説いて
時務に及ぶ



0006545-000

特 241-298

政黨の更生を説いて時務に及ぶ

胎中楠右衛門・述

安久社

昭和 1 1

ABF

特 241
298

政黨の更生を説いて時務に及ぶ

衆議院議員 胎中楠右衛門

はしがき

近頃、國民の政黨に對する關心が深まつて來て、矢張り政黨政治の方が望ましいといふことが、心ある人々の胸奥に湧いて來たといふものがある。そして私も確かに其の感を有するが、併しそれは直ちに今日の政黨—政黨政治家に對する信用の回復ではない。こゝに政黨人の己惚れてはならないところが儼然として存する。

近來の實際政治に觀て、或ひは將來の政治の動向を豫想して、更らに又

二
輿論の渝らざる議會政治支持に鑑みて、多數國民が、政黨政治を追懐し、その高揚を欲求するに至つてゐるとしても、その欲求には、政黨そのものの、政黨政治家各個の出直しを條件としてゐる。正しい潑刺清新の士を以て中核とする政黨—政權に戀々たらず威武に屈せず財閥に阿らず、誠心誠意を以て國家生民の爲めに新運の拓開を圖るといふ政黨本來の使命を勇敢に遂行する政黨（敢て必らずしも新政黨とはいはぬ）の實現、活動を待望してゐるのであつて、それではなければ最早や政黨政治に對して凡てを諦めねばならぬかとしてゐる。言ひかへれば、國民は政黨政治には深き憧れを持ちつゝも、而かも現在の政黨、その内容たる政黨人（主として代議士）の個々に對しては猶ほ満たされぬ感情を持ち、心ならずも、政黨捨つべきか、政黨政治の復活は諦めざるの外なきかと思ひ煩つてゐるものと考へる。

斯くの如く觀ることによつて、私は政黨政治の存亡、議會政治の危機がいよ／＼眼前に、脚下に迫つて來たことを痛感する。政黨は今において立ち直らなければならぬ、それは徒らに自肅自疆の口頭禪で半醒半眠乃至半死半生の状態を續けてゐたのではならぬ。政黨の分子たり因子たるものが、總て大覺一番して、生命も家産も一切を抛つてかゝるだけの一大決意をもつて起ち上らなければならぬ。或は耻づべき刑事被告人たり。若くは他の理由で立ち上り得ないものは姑らく退くが宜い。退くといふことは其の人にとつて遺憾なことであらうが、それは身を以て政黨の不信、議會政治の上にかゝる暗影を拂拭する所以であつて、政黨の更生、憲法政治の恢弘に貢献する尊き犠牲である、身を棄て、憲政を擁護し、定命ある一身の政治的死を以て永久の生命を有すべき政黨を救ふ譯合ひて、寧ろ政黨人としての本懐であり、政治家

としても、彼の尸位素餐の宰相閣臣よりも國家憲政に貢獻するところ甚大なるものがあるのである。而して此の政黨人の覺悟と決意と、そして起ち上ることは一日一刻も速かなるを要する。然らざれば、重ねて言ふ然らざれば、竟に復た政黨政治をいふの時なかるべきを惧れるのである。

然らば如何に大覺し、如何に立ち上るべきか、理論を以て之れを説くには、私は其の材でなく、また今日は机上の理論など闘はしてゐる場合でもない。事實に鑑みて政黨の本然を稽へ、先人の言行を仰いて更生する道を究むる方が他の理解を得易いと思ふ。自ら言ふは如何かとも思ふが、私は年少政黨運動に投じ、政黨生活に終始すること四十有餘年、時に刀槍の間に闘ひ、また所謂政治犯として煉獄の苦も嘗め、此の間、聊か先人、同志の言行實歴を知り、即ち夫れ等に照らして、今日の同志——必らずしも政友會といはず、民政

黨その他をも含む總ての憲政のために貢獻せんとする政黨人の大覺を要するところ、蹶起努力すべき方向につき、多少會得するところなきに非ずと信ずるので、それを少し述べて見たいのである。斯くいへば或は誇大妄想、狂痴の言なりといふ人があるかも知れぬ。今日の名利に専念し、逸樂を事とする所謂當世能才の人々から見れば、誇大妄想、狂痴の言とも考へられるであらうが、私においては、言はずして止む能はず、説かずして措く能はず、更に言へば、之れが誇大妄想、狂痴の言なりとすれば、全政黨人、全國民がすべて斯の誇大妄想、狂痴の域に入らんことを望みたいと思ふ。斯ういふ考へから此の小冊子を印刷して江湖に頒つ、敢て全政黨人、全國民といはず、二十人の同感の士をも得ば、更らに同志を獲得して、聊か以て政治報國の志を伸べたいと思ふ。

一、お互に自ら省みたい

私は先づ自ら省みる、議會政治の今日ある、政黨の今日の有様、それを來すまでの政黨人としての自らの責任、時に之れが矯革を圖つたこともないではないが、それが奏効しなかつた無力、それ等の點については、深く天下に謝す。而して、それ等過去のこととは言つて見たところで、今更ら益なきこととして茲に言はず、現前の事實に即して叙述を進める。政黨の轉落、今日の不信用、それは何處から來てゐるか、之れを第三者の立場にある人は自業自得だといふであらう。私も有り體にいつて、自業自得たることを認めざるを得ないのを遺憾とする。政黨政治家||それを代表する代議士の中に、その本分を忘れ、政治家としての任務を忽かせにして、若くは全く辨へずして、只

だ代議士になれば名譽である。代議士になつただけでも人の上座に坐れる、妻妾にも誇れる、そして議會が開ければ大臣大將を相手に勝手な熱も吹ける、等々、然うした卑しい低劣なる考へから代議士となり、然うした逸樂に耽り乍ら政務官を望み、更らに次官、大臣を夢みて妄動する、といった風な輕薄才士が多いことに因由する。乃ち彼等の或るものは目的の爲めに手段を選ばず、悪錢を貪つて投票を買収する、それにつけ込んで、また更らにそれ等を乾分として、己れの名利慾を充たさんが爲めに、悪錢を取り出して輕薄なる代議士候補者に呉れてやるものが出來た。そして夫れが滔々風を爲して選舉界を腐敗させ、政界を腐敗させた。誠に浩歎の至りであつて、斯くの如き情勢を齎したことについては、私共も責任なしとはいひ得ないのである。そして、今において自肅自疆を唱ふるも既に遅し、況んや口に自肅自疆を唱

へ乍ら舊態依然たる言動に終始せんとするもの多きにおいてをやと言ひた
いのである。

世上政黨排撃を唱へ、政黨政治家を侮蔑するが如きものある亦理由なしと
は思はぬ。併し乍ら翻つて考へるならば、凡そ一軒の家にしても、床の間も
あれば便所もある。便所の汚穢をのみ發いて、床の間の香を聴かず、神棚の
聖を知らず、一概に此の家廢すべしといふは短見であり、輕率である。

私は前にもいつた通り、先づ自ら省みるに力めてゐる。敢て他の社會、他
の方面の人々のことは言ふを控える心懸けては居るが、政黨に少數不心得の
ものがあるからといつて、政黨排撃すべしといふのは不當だと思ふ、然うい
ふことをいふならば、教育界に一人の不心得ものがあつた場合に教育廢すべ
しといふことになり、官界においても然り、財界、軍部においても亦同様と

いふ譯合になつて、公安秩序が保たれなくなる可言ふまでもない。苟くも
政黨排撃といふような重大なる論議をなさんとするならば、先づ以て、その
自己の立脚するところに、果して本分を盡して遺憾なきや否や、分義を恪循
して紊ることなきや否やを顧み、而して一世を承服させるだけの達見を以て
して貰ひたい。

二、憲法政治と政黨の重要性

抑も我國の憲法は如何にして布かれたか、明治大帝が我が憲法を欽定發布
あらせられた大御心の有難さ恭けなさは更めて申すまでもない。立憲政治で
あるがために、國民は憲法の規定の範圍において、その自由を確保せられ、
安んじて自己の生活の創造向上を圖ることが出来るのであつて、我々日本國

民は只だく憲政の濟美を是れ心懸くべきである。而して憲政の圓滿なる運用、濟美には政黨が必要なのである。世間或は政黨を以て議會政治における勢ひの産物なりとするものもあるが、政黨は單なる勢ひの所産ではなく、理論的にも承認せられねばならぬものである。殊に非常時局に當つては、國論の統一が絶對的必要事である、然るに非常時なるが故に政黨勢力を抑壓して行くといふが如きは、理論に背き勢ひに逆らうもので、見方によつては皮肉ともいへるが誠に危険である。私をして言はしめれば、今日の非常時、現下の政局の險難は寧ろ政黨の勢力を抑壓してゐる點にあると思ふ。政黨が國民大衆の思想感情を代表し代辯して、その上に國論が統一せられさへすれば、非常時は自ら解消され、また政局の險難ある可らずといひたいのである。政黨を抑壓し國民大衆の思想感情を壓迫しておいて、或る種の勢力の下に無理

に國論を統一しようとしても、それは出来るものでない、却つて國民をして政治から遊離させることになる。

要するに國性を異にする他邦においてはイザ知らず。日本において、欽定憲法の有り難さをも知らず、議會政治否認とかファツショを憧憬するが如き思想を有するものありとすれば、言語道斷沙汰の限りである。但だそれも之れも政黨の墮落、政黨政治家の責任なりといはれ、ば夫れまでであり、それ故に私どもは先づ政黨の更生を高唱する次第である。

併し、諄々しく言ふやうであるが、政黨本然の精神、政黨政治家の本質は決して今日非難されるやうなものではなく、而かもその血、その精神は今日の政黨政治家の内にも猶ほ存すると思ふ。世人は折角政黨が自肅自疆を唱へ、一方憲法政治が最善の制度であることに照らし合せて、今少し政黨政治に對

する理解を深め、その悪いところを捨てさせて、良いところを發揮さするやう協力して欲しい。然らば何處に政黨——政黨人の善きところがある乎。

凡そ一國の政治といふものは國民共同生活の向上である。國家の力によつて國民の幸福を増進する。精神的物質的兩方面における國民生活の進歩向上を圖るのが政治である、而かも、此の國民の幸福の増進といふのは現在の國民ばかりでなく、長く將來に亘つての國民生活の進歩向上といふ意味であつて、誠に無限の偉大なる仕事である。此に政治が最高の道徳たる所以があり、維新以來憲政の爲めに身命を賭し家産を傾けて奔走盡瘁した幾多先人の哲學的信念があつた。それ等の人々は此の理想と道念に立つて、所謂席の温まる閑もなく、草鞋がけて走り回り、命がけて奮闘し、自ら家産の盡くるをも意とせず、國民の幸福増進、即、國運隆昌を是れ念じて戦ひ闘つたのである。

そこに自ら郷民、同志の信頼があり、推されて代議士となり、更らに努力を續けて出世したのもあるが、酬はれずして中道に殞れ、殞れて猶ほ悔みざる國士が即ち政黨員であり、代議士であつたのである。人若し此の言を疑ふならば自由民權の爲めに悪戦苦闘した板垣退助先生などの傳記を讀むが宜い、更らにまた議會開設當時の代議士傳を讀むが宜い、彼等は憲政の確立、國民の幸福増進のために專制的藩閥と戦ひ、或者は牢獄に投ぜられ、囹圄の裡に憂國慨世悲憤慷慨の血涙を灑ぎ、或者は父祖傳來の家産を蕩盡したのである。今日の壯青年は或は聽かぬであらうが十年十五年前までは先輩政治家の話がでると、よく『彼れも井戸堀でネ』といふ言がいはれた。それは土地の素封家であつた人が政治に志し家産を棄して宏壯なりしその邸宅をも賣り拂ひ、そこには只昔を偲ぶ井戸と堀とが残つてゐるといふ意味なのである。之れでも

政黨は名利を目的とするものであり、代議士は私利私慾の權化であるなどと嘲るを得る乎、憲政施かれてより約半世紀の間、如何に多くの先人が憲政の擁護濟美の爲めに尊き犠牲を拂つてゐるか。手近なところでも、犬養毅、濱口雄幸、井上準之助が殺されてゐる。少しく遡れば原敬然り、星亨然り、更に遡れば、伊藤博文また然りである。

試みに之れを殉國犠牲の社會とせられる軍人の方面に對照して見れば、大將、中將の如き軍隊の首腦にして戦争に死んだ者が果して何人あるか。國運を賭した日清、日露の二大戦役に於てさへ、大將、中將の誰れが戦死してゐるだらうか。

然るに政治家にありては、斯くの如く其の棟梁級が犠牲になつてゐる。若し夫れ、多年幾多の政黨政治家が、よく清節を守りて國事に盡し、また無數

の有志家が財産を傾け、身命を抛ちて政治に貢献したことを憶へば、そゞろ襟を正して悼惜敬仰に堪へぬものがある。

而かも此等尊敬すべき憲政上の犠牲者に對しては、殆んど何等酬みられる途は作られてゐない。軍人には恩給もあれば、勳章もあつて、その功勞は酬みられ、遺族の扶助きへも保障されてゐる、國家に勳功ある軍人、その遺族に對する恩典は固より當然で猶ほ其の及ばざるを慮れるが、政治に關係して、多大の犠牲を拂つてゐる人々には、多くそれが無い。此の一事から見ても、有志政客の立場は同情敬仰すべきである。國民は斯うした點にも、よく心を以て正しい認識を持つてほしい。

軍人にして國のために戦死した者に對しては、各地に忠魂碑が建てられてゐる。これは軍人の勳功に對して、固より當然のことであるが、それと同じ

やうに、政治運動において功勞ある人の爲めに、記念碑の建設も亦當然必要のことゝ信ずる。實は、私は此の趣旨に基づき先年、神奈川縣下において、政治運動に關係し、憲政の發達に貢献せられた先輩のために、憲政碑を建て、その功勞を記念すると共に、日夕同志と共に先人の志を継ぎ、憲政有終の美を濟すよすがとしてゐる。之れは全國的に當然行はれて然るべきことだと思ふ。叙述が少し外れたが、要するに政黨、政黨人の本來を釋ねれば、誠に涙ぐましい献身犠牲の國士の集まり、それが政黨であり、その中堅をなすものが代議士であつたのである。

三、政黨及び政黨人の本然の姿

政黨を批難するものは、或は政黨政治家が財閥資本家と組んで惡錢を貪る

といふが、昔の政治家は然うてなかつた。勿論政黨には相當の政治資金が入用である。それは歐米の政黨でも同じことであつて、皆な同志の寄附に依る、政治家は君國に對しては、献身犠牲の覺悟を持し、國民に對しては仁愛の極致たるべき親心を念として、所謂最高の道德たる政治に奉公するものである以上、財あるものが、之れを助けることは亦一種の奉公であつて、英國あたりでは富める政黨人が、私かに反對黨の領袖に選舉毎に寄附してゐたといふ事實さへある、即ち我が國でも富裕な資本家事業家が政黨に寄附するところ少くなかつた。けれども、前にも述べた如く憲法實施前後において崛起した多くの政治家は地方の素封家が多く、それがいはゆる井戸堀だけを殘すまで政治のために産を投じたのである。それから資本家、事業家の寄附を受けるといつても對手によつては之れを謝絶したもので、現に原總裁時代或る事業

家が一萬圓（その頃の一萬圓は今の十萬圓にも當るか、相當のものであつた）寄附を申し込んだとき、原氏は取次ぎの幹事に「彼れはいけない、斷はれ」といつて受けなかつたこともある。そして當時の政治家は随分貧苦に堪へた、それは原氏が首相の時代に本部のストーブに焚く薪がなかつた、幹事の一人が首相官邸に呼ばれたとき、此の話をすると、原首相は「薪がなければ外套を被て事務を見るが可い、國民の多くは短褐弊衣、寒風に晒されて働いて居るではないか」と矯なめられたといふ話もある。敢て近來は何うだといふことは言はない。政黨の本然の姿は斯うあるべきである。

それから又、政黨は政權争奪ばかりしてゐる。政黨政治家は獵官の餓鬼だ、大なるは入閣に腐心し、中なるは政務官の椅子を趁ひ、憫れむべきは秘書官、囑託までも漁るといふ。言葉は少しく酷であるが、近來の實情誠に苦々しい

ものがあつて、全く同感といふを憚らない。併し乍ら、理論として、苟くも政黨である以上、お上のお許しがあれば自ら抱懐する政策を實行するため政權を預ることを欲するは當然のことであり、政黨内閣であれば黨人を起用することも亦必然の歸結である。只だ過ぎたるの及ばざるに如かざるを戒しむべきであり、而も實際上、我が國の政黨は政權争奪のみ事としてゐない、政黨が意見を異にする政策を持つ内閣に對して、國家の大局より隱忍支持したことも少くない。之れは日清、日露の兩役前後における政黨の言動に徴すれば明々白々である。世に妥協苟合と悪くいふものもあるが、國家の爲めには時に妥協苟合の已むなき場合もあり得るのであつて、此の隱忍して國政の圓滿なる進展を圖つたことの多いところに、明かに政黨が必ずしも政權争奪を是れ事としてゐなかつたことが立證され得ると思ふ。

また政黨政治家は獵官の餓鬼だといふことも、實際に對する認識不足である、現に私が最も親しくして貫つた某先輩は、或る時大臣に奏薦する内交渉を受けたが、『飛んでもない話だ、私には大臣などといふ資格はない。他の最も適任の人を挙げられたい、若し強いて勧められるならば議員を罷めて政界を隠退する』といつて固辭した。此の話も全く秘められてゐたのを、偶ま私に其人と親しかつたので、後日に至り他の方面から私の耳に入つたのである。その名を掲げることには其人の名聞を求めざる志に反するから差控えておく。また或る先輩は政務官たるべく交渉を受けた時、『他に幾らも適材がある、國家の爲め、また貴下(大臣)のために若し私がお手傳する必要があるれば私は無役のまゝで犬馬の勞を吝まない』といつて任官を斷つた、斯うした美談は他にも幾らもあらう。之れ等が政黨人の本來の心である。政黨、政黨政治家の

信念を斯ういふ風に叩き直すことが政黨の淨化、政黨政治家の更生なのである。私は之れを念願する。茲に或は同志一部の不快を買ふ恐れあるやうなことを述べるのも、此の念願の爲めに忍びざるを忍んで直言するのである。今日國士とも思はれぬは勿論、人の風上にもおけぬ代議士がありとすれば、それは排すべく斥くべきであるが、此の政黨の本領、代議士本來の使命に顧みれば猥りに政黨を排撃すべきでなく、更生さすべきであり、鞭撻し協力して其の本來の使命を達成せしむべきである。

述べ來つて、如何に代議士を鞭撻し、如何にして政黨を更生さすべきかといふことになる。此の點については私は政は正なり、正義觀に立つて哲人的信念に終始する政黨、代議士を持たねばならぬ。之れを側面から言へば、政治家は責任觀が強くなければ不可ない、一度言へば必らず行ふ、行ひ得ざ

れば一死以てその責を引く底の覺悟あるものでなければならぬと確信する。それは維新以來議會創設後幾年かの間は事實然うだつたのである。只だ明治年代においては何分にも法制に忙殺されたが爲めに官界も在野政治家も法律萬能的空氣に包まれて、その長所も發揮されたが弊所も瀰漫した。乃ち正しからねばならぬ代議士にして法にさへ觸れなければ或る程度の不正も已むなしといふやうなことを考へ出したものもあつたと思ふ。それから次にはまた、經濟が判らなければ財政が判らぬ、政治家としては經濟財政に相當の智識を持たなければならぬといふ傾向を生じた、之れも亦誠に尤もな話であるが、此の間に政治家が不知不識金力に重きを置く惡氣流が出て來た。今日政黨政治を非難する聲の裡に、政商、ボスの跳躍といふやうな言葉が用ひられるのは此の傾向の反動かと想はれるのである。併し此ういふ方面の知識を有する

代議士固より必要である。只だその正義觀、哲人的信念を堅持し喪失しないことを肝要とするのみである。

四、政黨の更生向上と國民の協力

それはそれとして、今日最も望ましき政治家、代議士は何ういふものであるかといふと、私は確言し得る。世界の大勢に通じ、大局より達觀するの識見を持つところの正義の士、國民の幸福増進はいふに及ばず、世界の文化向上、全人類の幸福増進の爲め正を行ひ、義を遂ぐるの哲人的信念を持つ人である。斯くいへば、左様な人が今日の五百代議士中果して幾人かあるといふ人もあらう。然ういはれ、ば私自身赤面の外ないのであるが、然かあらんとする精神を有ち、その目標に向つて精進してゐるものならば可いではないか

と言ひたいのである。それが爲めには自ら奉ずること薄く、徒らに晏如悠々たることも出来ない筈である。そんな閑があれば或は書を読み或は選挙區に歸つて民意を聴き、依つて以て自己の識見を高めて之れを政治に反映させることに努むべき筈である。彼の専ら代議士たることのみ腐心し、選挙に當つてのみ選挙民に媚び諂ひ、一度當選すれば次の選挙までは復た選挙民を顧みず、徒らに權門富貴に叩頭して名利之れ趁ふ如き、或はまた、不勞の金錢を貪つて酒色、逸樂に耽る如き代議士は須らく、次の選挙において落選させるが可い。

國民としてはその自由意志によつて、如何なる政治家、代議士を政治的に殺すことも活かすことも出来る。その憲法によつて與へられたる貴重なる一票が選挙毎に物を言ふのである。その貴重なる一票を正しく勇敢に行使する

とき、そこに自ら政治家を善導し、政黨を更生させることも出来るのであつて、此の權利は、一般國民に與へられてゐるのであるから、政黨政治家としては自肅自彊の要あること既に反覆叙述した通りであるが、一方において國民全體が此の参政上の自覺に徹し、よつて以て我が政界の淨化、而して國運民命の高揚を圖るべきだと思ふ。

五、政黨政治家は自ら侮る勿れ

政黨の本義、政黨政治家本來の使命が前にいつた如く國民の幸福増進にある。その爲めには哲人的信念を以て生命をも賭して闘ふといふにあり、その通りに政黨政治家が更生すれば、單に農商工といはず、その他の勤勞階級と限らず、文武百官亦すべて國民の内にあるのであるから、國民の總てが政治

家を通じて其の欲求する政治の實現を期待することゝなつて、敢て政黨排撃だの、政黨政治家蔑視だのといふことはなくなる筈である。私は然うした域に進歩させることが、我々國民が明治大帝の欽定憲法を御發布遊ばされた大御心に副ひ奉る所以だと確信する。

政黨政治家は毎に君國に對しては献身犠牲の覺悟を有し、國民に對して親の子に對する心を持つべきである。即ち何處までも慈愛の心、幸福増進の一念に燃えてゐなければならぬ。そこで有り體にいへば、彼の世上一部で政黨排撃などといつてゐる連中は、一種の親の心子知らずであり、子がその親を惡罵するにも似た滑稽だと思ふ。親の心を知らぬ子の出るのは親たるものに至らぬところがあるが爲めと思ふて親においても反省すべきである。不都合なことを言ふ子があつても、親としてはその子を憎んだり敵視すべきでない。

それ等のいふところに尤もなことがあれば、それを國政の上に反映させることに努めて、自然と然ういふ風潮、動向を矯め直して行く心懸けがなくてはならぬ。それがなくしては最高の道德たる政治を以て公に奉じ、國民の幸福を増進すべき政治家とは言へぬ。假令一部のものにせよ、國民を憎んだり敵視するといふ如きは己れ自らを侮るものであつて、此の一事以て政黨政治家が非難を受けるの當然さを想はする。然うした不心得なものが政治家に混入し、代議士として、大きな顔をするものがあるが故にこそ、政黨排撃などの聲が起り、今日あるが如き政治の混迷を來してゐるのである。

更らに言はんか、私の信ずるところを以てすれば、苟くも政黨政治家であるならば、政見を以て相對立する反對黨、乃至政府と雖も、その政策施政の宜しからざるに對しては、少しにても國家生民の爲めに禍害の少なからんこ

二八
とを念じて忠言を怠らず、翻つて、國民に對しては自黨の力及ばず、努め足らざるを詫びる位の廣大無邊なる愛國濟民的精神氣魄を有つべきであると考えへる。

但だ茲に一言附け加へておくが、私と雖も、近來の軍部の一部、官僚の一部の言動に對しては、不平もあれば不満もある、けれども、それを言ふには、否なそれを善導解消させるには、先づ自つ肅正疆直の實をあげ眞に政黨政治家として天地神明に愧ぢず、政黨の信用を恢復して初めて誨ゆべきであるとして今日のところ姑らく言はないのである。只だいはゆる軍部の一部、官僚の一部の人々と雖も、政治家側に於て斯の心あるを知るならば、而して夫れ等の人にして毎に其の口にする如く眞に正理純情に立つならば、自然改めらるべきものは改められて、所謂各自に分義を恪循し國家の難局拓開に協力し

得るであらうと信じ且つ之れを念ずるものである。

六、臺閣の諸公は考へよ

轉じて、之れを時務の上に稽へて見るに、所謂三、五六年の危機を理由とする非常時は、幸に無事に乗り切つて、今や、更らに三七、八年の危機などいふものがあるようであるが、徒らに危機といひ非常時といふやうな言葉は避けたいものだ。何事もなく和やかに過せた三五、六年、それを危機、非常時として大に國民を警醒させたことは、一方において相當に時務處理の上に役立つたであらう、が、他方において國民を不安ならしめた、此の點は政治家として餘程考へねばならぬ。狼が來たときには『狼が來た』と喚めき叫んで救ひを求むるが可い、けれども狼が來ないのに狼が來たといつて騒ぎ立て

ること再三なるにおいては國民は却つて緊張を缺き、之れを宣傳するものを馬鹿にする。そして實際の危機、非常時が來たときに國民の協力が求められないような破目に陥るなきかを恐れざるを得ないのである。

日清日露役當時の政治家は彼れほどの國家存亡の危機にあたつても先づ自ら深憂善謀して、苟くも獨り至尊をして社稷を憂へしめ奉るが如きことのないからんことを期した。而かも一方においては倚らしむべし。知らしむ可らずではない。或る限界において政府は斯くの如き政治を行はうとするものだといふことを高く掲げて、之れを輿論にかけ、政黨を通じて全國民に信頼を持たせて切り盛りして行つた。政黨は何れも國難の前に主義政策の論議を捨て、舉國一致の實を擧げた。單に政黨の行動において舉國一致の形を示しただけではない。國論の指導、國民をして諒解し協力することに努めたので

ある。さればこそ名實ともに舉國一致、躍進不退轉の戦ひは出來た。兩役における戦勝は言ふまでもなく上、陛下の御稜威により、また實に海陸軍人の忠勇義烈なる善戦苦闘によるが、而かも此の間國民の臥薪嘗膽、それを指導する原動力を爲したところの政治家の遣り口、政黨政治家の協力を負ふところ大なるものゝあつたことを知らねばならぬ。

今日の臺閣諸公は徒らに危機と叫び、非常時を高調して、統制統制といつて、倚らしむべし。知らしむ可からざるの態度を以て、國民を脅えおのゝかじめ、申すは畏れ多いが、それ等のことが新聞その他に現はれる結果、畏きあたるの御軫念をも累はし奉るようなことはないかと私は心から恐懼するのである。すべての事は内閣の責任、首相一人、先づ全責任を負ふ底の決意を以て、敢て自ら納得せざるところは、何れの閣僚のいふところと雖も斷じて斥

けるだけの識量勇氣がなければならぬ。私は猥りに廣田首相を品隲しようとするものでない。氏の識量勇氣は既に定評のあるところ、一段の勇氣を發揮して、その屢々言ふところの議會政治の高揚、政黨尊重の實をあげ、之れによつて總ての政治を全國民の支持後援の上に振作せんことを望んで止まないのである。

七、日支問題解決の鍵

更らに仔細に現下の問題に就いていへば、對支問題は實に重大である。之れを今日の事態に立ち至らしめたことについては當局の責任問題もあれば、議論の餘地もあらうが、既に事實問題として事茲に至れば、舉國一致、全國民の總意を以て解決に當らねばならぬ。それには前に言つた如く、臺閣の諸

公殊に首班にある人は全責任を負ふて之れが解決にあたる氣魄を持ち、敢て一部の意見に囚はるゝことなく、政黨に諮り、政黨を利用し、全國民を感奮興起させて眞の舉國一致を以て國民外交の達成を圖るべきである。言論を取り締り、ラヂオを利用して國民の感情を統一しようとしても、實際然らういふ形式的なことて眞の舉國一致の實は擧げられるものでない。軍隊、軍律、それは皇軍の嚴肅において命令一下何事も長上官の意のまゝであらうが、政治の廣汎、國民境地の複雑なる。之れを綜合統一することは、何としても其の政治的代表者たり代辯者たるものゝ協力を要する。參政の府たる議會の尊重、政黨との諒解協力を以てする以外に方法はないのである。

今日日支交渉の渉々しく行かないのは、言ふまでもなく支那側の頑迷なる認識不足によるが、その頑迷なる認識不足な横車を押し得る、或は押さねば

ならぬ蔣介石政權は、實に國民の感情と支持の上に立つてゐる。その國民の感情が認識不足であり頑迷國を過まるものであることは誠に遺憾とするのである、が、之れと關聯して考へねばならぬことは、今日の日本國民の對支問題についての感激が、遺憾ながら支那國民のそれにも及ばず、殆んど風馬牛の觀あるなきかである。之は何に原因するか、國民の意志を代表するところの議會、政黨政治家の意見の働きの餘りに其の上に加はること少きによるのである。茲を廣田首相始め臺閣の諸公は深思すべきではないか。國民の參政權が充分に物を言ふてゐるといふ感じが、國民の信念となることに努めなければ——國民の心が政治から遊離して政治といふものは官僚若くは軍部の一部が勝手にするものだと考へさせるような事があつたら、政治は圓滑には行へぬ。それを無理に行へばやがて國運民命を殆ふくする虞れがある。此處が

政治家として深く深く考へねばならぬ點である。

斯くいへばとて、私は對支難局について冷眼、對岸の火災視するものではない、それは苟くも政治に與かる代議士としての至誠が容さぬ、默視させぬところである。そして有り體をいへば、私が此の小冊子を公にする動機の一つが此にあるのである。

私は思ふ、今日の對支難局拓開の爲めには、先づ國內のつまらぬ争ひを止めることである。此の重大案件解決のためには、政黨も多年の主義主張を譲れる限りは一時的に隱忍して譲り、全精神、全黨力を擧げて政府の對支方針を支持協力する。その代りに、政府の方においても、また軍部その他の方面においても無理なことは爲ない、政黨の否を國民の輿論、換言すれば敢て政友會といはず民政黨その他をも含む政黨の憂國濟民の至誠に出づる感情、

主張に對しては出來得る限り夫れを尊重して、お互ひに無理押しを止め國內はすべて和やかに政治を運行し、官僚も政黨も軍部も財界その他もお互ひの間に何等のわだかまりもなく、協和戮力して對支問題を解決するといふことにしなければならぬと考へる。所謂庶政一新の實も、此の一事の先決實行によつて自ら就るであらうと思ふ。即ち行政機構問題にしても、軍部の主張とかに傳へられるところの第三者から見筋の通らぬところ、議會制度に對する憲法の精神を滅却するような改革意見といつたようなものは、それは慎重に議を練つて宜しきを行ふべきで、敢て國論の纏まらぬことは無理押しをせず、纏つたものから逐次實行に移すといふことにすれば自ら解決の道が開ける。電力問題にしても然り、義務教育問題にしても亦然りではあるまいか。

八、結 言

此等の問題についても、私は言ひたいことが多い、けれども姑らく言ふことを控えておくが、要するに、今日の廣田内閣は、誰れかと言つた如く、育ちの異つた二頭立ての馬車に乗つてゐる。或ひは三頭立て五頭立てかも知れない。足並みの違ふたものに乗つてゐるので、或るものは右せんとし、或るものは左せんとし、或るものは中正を行かむとしてゐる有様である。廣田首相の苦心のほども察しられるのであるが、此の状態においては國民の希望主張に基いて其の足並を揃えてやらねば國政を何處へ持つて行かれるか誠に危険千萬である。殊に何事にも統制々々と統制萬能主義を採らうとするかに見えるが、統制も或る部面には必要であるが、統制するためには、各方面の納

得の行くように統制しなければならぬ。或る學者は統制を行ふことに最も肝要なのは言論の自由、輿論の尊重此の二つだ、之れを伴はぬ統制ほど危険なものはないといふ意味の意見を發表してゐるが私も然うだと思ふ。そして之れが爲めにも議會政治の高揚と、國民の意思を代表し、代辯する政黨の言議を大に尊重し取り入れなければ旨く行かないと思ふ。それには前にもいつた如く、政黨も自肅の念を強め現下の情勢に照らし、國運民命の爲めに隱忍し得べき限りは隱忍する。政府においても、また軍部その他の社會各局部においても、深く自制して分義を是れ確守し、無理押しは一切しないといふことにして眞の舉國一致の實を擧げ、全國民の總意力を打つて一丸として今日の時艱を拓開すべきだと思ふのである。

實は私は先頃此の卑見を少數先輩に獻言して、それ等有力なる先輩の發意

によつて之れが實現を期待してゐるのであるが、幸ひに政府その他においても、之れに共鳴を得ば、私は、之れが達成のために、犬馬の勞を捧げて御奉公を辭せない覺悟を有する。而して亦若し之れが不可ないといふ人があるならば謹んで教を受けたいのである。

325
543

昭和十一年十一月十一日 印刷
昭和十一年十一月十五日 發行

(非賣品)

著者 胎中補右衛門

東京市芝區田村町四ノ二〇
印刷人 福井安久太

發行所 東京市芝區新橋二ノ四八
安久社



11/16